

令和7年度NPO法人運営セミナー

## 「第2回NPO法人ポータルサイト活用講座」

# NPO法人ポータルサイトから 事業報告書を提出してみよう

---

---

長野県企画振興部 広報・共創推進課  
令和7年5月29日(木)

# 本日の内容

① N P O 法人ポータルサイトからの  
事業報告書等の提出方法（講義）・・・60分

（1）事業報告書等のおさらい

（2）ポータルサイトのおさらい

（3）ポータルサイトでの提出方法

②書類提出の実践（実技）・・・60分

# 本日の内容

① N P O 法人ポータルサイトからの  
事業報告書等の提出方法（講義）・・・60分

## **（1）事業報告書等のおさらい**

（2）ポータルサイトのおさらい

（3）ポータルサイトでの提出方法

②書類提出の実践（実技）・・・60分

# 事業報告書等について

- ✓ NPO法人は、特定非営利活動促進法の定めにより、前事業年度の事業報告書等を、事業年度初めの**3ヵ月以内**に作成し、所轄庁（長野県）に提出することとなっています（法第28条第1項、第29条及び長野県特定非営利活動促進法施行条例第5条）。
- ✓ また、作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならないことになっています（法第28条第1項）。

**例）前事業年度（令和6年度）が令和7年3月31日までの場合  
→前事業年度の事業報告書の提出期限は令和7年6月30日まで**

# 事業報告書等とは

- 事業報告書等提出書【1部】
- 前事業年度の事業報告書【2部】
- 前事業年度の活動計算書【2部】
- 前事業年度の貸借対照表【2部】
- 前事業年度の財産目録【2部】
- 前事業年度の年間役員名簿【2部】

※前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載した名簿

- 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿【2部】

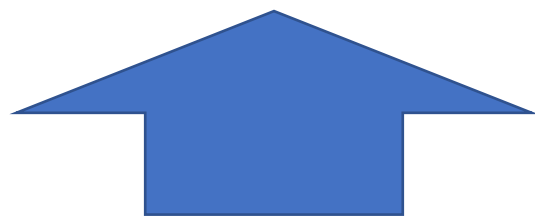
※社員のうち10人以上の氏名及び住所を記載した名簿

これらに加えて、「計算書類の注記」や委任状などが必要になる場合があります。

# なぜ事業報告書等の提出は必要？

## 市民に情報を公開するため

※所轄庁（長野県）が検査をするためではありません。



NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきという理念に基づき、NPO法では広範な情報公開制度が設けられています。

NPO法人自身が、活動内容や会計等の情報を広く市民に公開することで、市民が信用するに値する団体かどうかを判断します。

# 長野県のホームページをご活用ください

長野県 NPO 事業報告書



すべて 画像 ショッピング ニュース 動画 ショート動画 地図 もっと見る ▾

ツール ▾



nagano.lg.jp

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo/npo/teshutsu> ⋮

## NPO法人は - 事業報告書等について - 長野県

2025/03/11 — 事業報告書等について. NPO法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。



nagano.lg.jp

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo/npo/kisaire> ⋮

## 事業報告書等の記載例とチェック表 - 長野県

2025/03/07 — NPO法人は、情報公開を通じて県民の信頼を得ることが大切です。信頼を得て支持者や参加者を増やすために、正確で分かりやすい事業報告書等の作成を心がけ...



長野県

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinse/npo/setsuritsu> ⋮

## NPO法人の設立・運営に係る申請・届出様式 - 長野県

2025/03/07 — 事業報告書及び役員変更等届出書の提出先は、各地域振興局総務管理（・環境）課県民生活係です。... 申請者以外の方が各書類を提出される場合には、委任状の...

# まずは提出の流れの全体像を確認しましょう



ホーム > 暮らし・環境 > 県民協働・NPO > NPO情報コーナー > 事業報告書等について

更新日：2022年3月10日

## 事業報告書等について

**NPO法人は、毎事業年度初めの3ヵ月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります**

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考えから、特定非営利活動促進法第28条の規定により、前事業年度の事業報告書等を毎事業年度初めの3ヵ月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければならないことになっています。

また、同法第29条の規定により、事業報告書等を毎事業年度所轄庁（長野県）に提出することになっています。提出期限は、長野県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、毎事業年度初めの3ヵ月以内とされています。

提出がない場合は、「[事業報告書等の期限内未提出法人に対する対応について](#)」により、督促等を行います。

### 提出先

#### NPO情報コーナー

[助成金情報](#)

[NPO関連情報誌](#)

[県内の認定（特例認定）NPO法人の公示](#)

[NPO法人設立認証状況一覧](#)

[事業報告書等について](#)

[事業報告書等の記載例とチェック表](#)

[県のNPO相談窓口一覧](#)



# 提出書類の長野県様式をダウンロードすることができます

## 毎事業年度終了後に提出する書類【事業報告書】

提出先 [各地域振興局総務管理（・環境）課県民生活担当](#)

※長野県庁広報・共創推進課ではありません

参考 [事業報告書等の記載例とチェック表 / 事業報告書等について](#)

書類	ワード/エクセル形式	PDF
● 事業報告書等提出書（規則様式第8号）	  <a href="#">（ワード：23KB）</a>	  <a href="#">（PDF：109KB）</a>
● 前事業年度の事業報告書	  <a href="#">（ワード：32KB）</a>	  <a href="#">（PDF：106KB）</a>
● 活動計算書（定款に「その他の事業」が無い場合）	  <a href="#">（エクセル：19KB）</a>	  <a href="#">（PDF：204KB）</a>
● 活動計算書（定款に「その他の事業」がある場合）	  <a href="#">（エクセル：20KB）</a>	  <a href="#">（PDF：212KB）</a>
● 貸借対照表	  <a href="#">（エクセル：15KB）</a>	  <a href="#">（PDF：110KB）</a>

# 書類ごとの記載例や間違いやすいポイントも紹介しています

[ホーム](#) > [暮らし・環境](#) > [県民協働・NPO](#) > [NPO情報コーナー](#) > 事業報告書等の記載例とチェック表

更新日：2023年4月5日

## 事業報告書等の記載例とチェック表

NPO法人は、情報公開を通じて県民の信頼を得ることが大切です。信頼を得て支持者や参加者を増やすために、正確で分かりやすい事業報告書等の作成を心がけましょう。

★事業報告書の様式は[こちらからダウンロード](#)してください。

★提出先は[各地域振興局総務管理（・環境課）](#)です。※県庁広報・共創推進課ではありません。

## 事業報告書等の記載例

- 1 [PDF](#) [「事業報告書等提出書 様式」](#) (PDF：109KB)
- 2 [PDF](#) [「事業報告書 記載例」](#) (PDF：138KB)
- 3-1 [PDF](#) [「活動計算書 記載例」](#) (PDF：181KB)
- 3-2 [PDF](#) [「活動計算書 記載例」](#) (定款にその他事業が掲げられている場合) (PDF：132KB)
- 3-3 [PDF](#) [「活動計算書 記載例」](#) (計算書類の注記) (PDF：239KB)
- 3-4 [PDF](#) [「活動計算書 記載例」](#) (計算書類等の記載例) (PDF：174KB)

### NPO情報コーナー

- [助成金情報](#)
- [NPO関連情報誌](#)
- [県内の認定（特例認定）NPO法人の公示](#)
- [NPO法人設立認証状況一覧](#)
- [事業報告書等について](#)
- [事業報告書等の記載例とチェック表](#)
- [県のNPO相談窓口一覧](#)
- [事業報告書等未提出法人への対応](#)



# 本日の内容

① N P O 法人ポータルサイトからの  
事業報告書等の提出方法（講義）・・・60分

（1）事業報告書等のおさらい

**（2）ポータルサイトのおさらい**

（3）ポータルサイトでの提出方法

②書類提出の実践（実技）・・・60分

# 内閣府NPO法人ポータルサイトとは

NPO法人の運営に係る各種申請（設立、事業報告、定款・役員変更等、各種申請など）や公告、法人情報の閲覧などをオンラインで行えるWEBサイト。

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

NPO法人ポータルサイト

ホーム | 手続き開始 | 手続き状況・履歴一覧 | お知らせ | FAQ | お問い合わせ

NPO法人ポータルサイトは、NPO法人の設立から、事業報告、定款・役員変更等、各種申請をオンラインで行える、NPO法人のためのオンラインサイトです。

手続き開始

事業報告 | 定款・役員変更 | 登記・特許届出 | 合併/解散 | その他の手続き | 全ての手続き

公告

法人公告の登録・更新

NPO法人第28条の2に係る異性別開示の公告場所  
異性別開示を含む、法人公告の登録・公開を行うことができます。

こちらから手続きを行えます。  
※申請を行うにはアカウント登録が必要です。

**大体的な手続きは  
可能です**

**たとえば、**

# NPOポータルサイトで電子申請可能な手続き①

手続き分類	手続き名
法人設立	<ul style="list-style-type: none"><li>・ N P O 法人の設立認証申請</li><li>・ N P O 法人の設立認証申請 補正書類の提出</li><li>・ N P O 法人の設立に係る登記の届出</li></ul>
事業報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・ N P O 法人の事業報告書等の提出</li></ul>
定款・役員変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ N P O 法人の定款変更の認証申請</li><li>・ N P O 法人の定款変更の認証申請 補正書類の提出</li><li>・ N P O 法人の定款変更の届出</li><li>・ N P O 法人の定款変更に係る登記の届出</li><li>・ N P O 法人の役員の変更等の届出</li><li>・ N P O 法人の役員変更を伴わない代表者氏名の変更等の届出</li><li>・ 認定・特例認定 N P O 法人の代表者の氏名の変更の届出</li><li>・ 認定・特例認定 N P O 法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出</li></ul>
認定・特例認定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ N P O 法人の認定の申請</li><li>・ N P O 法人の特例認定の申請</li><li>・ 認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出</li><li>・ 特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出</li><li>・ 認定の有効期間の更新に係る申請</li></ul>

# NPOポータルサイトで電子申請可能な手続き②

手続き分類	手続き名
認定・特例認定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認定の有効期間の更新に係る所轄庁以外の関係知事への提出</li><li>・ 認定・特例認定NPO法人の取消申請</li><li>・ 認定・特例認定NPO法人の事務所の申請に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出</li><li>・ 認定・特例認定NPO法人の役員報酬規程等の提出</li><li>・ 認定・特例認定NPO法人の助成金支給に係る書類の提出</li></ul>
合併/解散	<ul style="list-style-type: none"><li>・ NPO法人の合併の認証申請</li><li>・ NPO法人の合併の認証申請 補正書類の提出</li><li>・ 認定NPO法人と認定NPO法人ではないNPO法人の合併の認定申請</li><li>・ 特例認定NPO法人と特例認定NPO法人ではないNPO法人の合併の認定申請</li><li>・ NPO法人の合併に係る登記の届出</li><li>・ 認定・特例認定NPO法人と認定・特例認定NPO法人ではないNPO法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出</li><li>・ NPO法人の解散の認定申請</li><li>・ NPO法人の解散の届出</li></ul>

# NPOポータルサイトで電子申請可能な手続き③

手続き分類	手続き名
その他手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 清算終了届出書の提出</li><li>・ 清算人就任届出書の提出</li><li>・ 残余財産譲渡認証申請書類の提出</li><li>・ 仮理事選任申請書の提出</li><li>・ 仮理事就任承諾書の提出</li><li>・ 特別代理人選任請求書類の提出</li></ul>

# ただし、

提出書類によっては、  
原本の提出が必要なものがあります。  
(登記事項証明書、住民票等)

※迷った場合には、広報・共創推進課にご相談ください。

# 公開情報はだれでも閲覧することができます

## 長野県NPOセンター

行政入力情報印刷プレビュー画面

### 行政入力情報

更新年月日：2024年11月07日

※「行政入力情報」は所轄庁に提出された書類をもとに、所轄庁の担当者が登録を行っております。実際の設立や変更から反映までに時間がかかる場合があります。

所轄庁	長野県
権限移譲先市町村	-
法人名称	長野県NPOセンター
法人名称（フリガナ）	ナガノケンエヌピーオーセンター
主たる事業所の郵便番号	-
主たる事務所の所在地	長野県長野市大字高田1029番地 1
従たる事務所の所在地	-
代表者氏名	亀垣 嘉明
代表者氏名（フリガナ）	-
設立認証年月日	1999年04月22日
設立年月日	1999年04月28日
定款に記載された目的	この法人は、長野県における地域における市民社会の発展を目指し、民間非営利組織が地域や分野を越え幅広く活動するための基盤づくりを進めるとともに、企業や行政等多様な主体とのパートナーシップの形成促進と、持続可能な地域づくりの推進をすることを目的とする。
活動分野	保健・医療・福祉／社会教育／まちづくり／農山漁村・中山間地域／環境の保全／災害救援／人権・平和／男女平等参画社会／子どもの健全育成／経済活動の活性化／職業能力・雇用機会／連絡・助言・援助
特定非営利活動に係る事業	(1)市民活動および協働促進のための支援拠点の運営 (2)他団体との協働事業 (3)広報・情報発信事業 (4)災害支援事業 (5)若者の社会・地域活動への参画促進事業 (6)生活困窮者支援および孤独・孤立防止のための事業 <small>(7)民間非営利組織の基盤強化に関する支援</small>

## ※閲覧できる情報

### ●基本情報

- ・法人名称
- ・事務所の所在地
- ・代表者氏名
- ・設立年月日
- ・目的
- ・活動分野

### ●事業報告書等

### ●定款

など

# 不必要な内部情報や個人情報、記載しないでください

## 所轄庁（長野県）や NPO法人ポータルサイトでの 閲覧（謄写）時には原則全ての情報を公開します

所轄庁やNPO法人ポータルサイトでは、法人の定款や事業報告書等、法人から提出された書類を閲覧（謄写）しており、書類に記載された全ての情報（※）が公開対象です。

個人情報保護や犯罪防止のため、所定の記載や押印を除き、提出書類欄外の法人印・個人印の押印や原本証明、必要以上の個人情報及び法人の内部情報の記載等はお控えください。

※特定非営利活動促進法第30条に基づき、事業報告等・役員名簿に記載された個人の住所・居所については閲覧（謄写）の対象から除かれます。したがって、住所・居所以外の個人・法人情報が記載されている場合には、公開対象となります。

財産目録 NPO法人長野県印 080-1234-5678	✓ 原本証明、割印、欄外の押印をしていませんか？ (原本証明等は不要です。)
〇〇銀行 0123456預金	✓ 非公表の電話番号等の記載はありませんか？
理事 長野太郎 から借入	✓ 口座番号の記載はありませんか？
監事 長野太郎印	✓ 不要な個人名の記載はありませんか？ (例：借入金の個人氏名等)

他にも  
住所、車両ナンバー  
掲載許可のない写真 など  
個人の特定に繋がる情報や法人の内部情報等の記載はありませんか？

(問合せ先)  
長野県企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係  
(TEL) 026-235-7189

(2025.2.28)

## 不必要な内部情報や 個人情報が記載 されていませんか？



所轄庁では、情報の公開にあたって、原則、法令に定められた箇所のみ※黒塗りして公開します。  
(※個人の住所・居所)

# オンライン申請のメリット

早く

## ①手続きの手間が減り、処理状況が分かりやすくなる

→書類の郵送や持参にかかる手間が省けます。また、24時間いつでも提出できます。所轄庁から修正依頼を受けた場合もメールが届くので、確認が便利です。

安く

## ②郵送代や印刷代を削減できる

→長野県では各種申請を持参、郵送またはオンラインで受け付けています。オンライン上ではほとんどの書類が提出ができるため、郵送代や印刷代、交通費を削減できます。

しっかり管理

## ③申請や届出の履歴管理がしやすくなる

→オンラインで提出した書類は全てシステム内に保存されるため、書類の紛失等の心配がありません。また、申請履歴が全て残るため、法人のスタッフが入れ替わるような場合でも、管理しやすくなります。  
※郵送や持参により申請した履歴は残らないため、継続してオンライン申請を利用することをお勧めします。

# 本日の内容

① N P O 法人ポータルサイトからの  
事業報告書等の提出方法（講義）・・・60分

（1）事業報告書等のおさらい

（2）ポータルサイトのおさらい

**（3）ポータルサイトでの提出方法**

②書類提出の実践（実技）・・・60分



# 事業報告書等の提出の方法は2つある

WEB入力方式とツールダウンロード方式の2つ。

今日は、WEB入力方式についてご説明します。

(長野県の事業報告書等様式を使用して作成したファイルの提出を想定)

手続き名	対象の NPO 法人	手続きの方法	内容
①事業報告書等の 提出	すべての NPO 法人	WEB 入力方式	WEB 入力画面に事業報告書等の提出のために必要な項目を直接入力します。
		ツールダウン ロード方式	法人の事業報告書等を作成するための、ツール（Excelシート形式）をダウンロードし、必要項目を記入の上、アップロードします。

# 提出に必要な情報とWEB入力方式での登録可否

<申請に必要な情報>	直接入力 による登録	アップロード による登録	アップロード ファイル形式
①事業報告書類の年度	○	×	×
②事業報告書等提出書	×*	○	PDF
③事業報告書	×	○	PDF
④活動計算書	○	○	PDF
⑤貸借対照表	×*	○	PDF
⑥財産目録	×*	○	PDF
⑦計算書類の注記	×	○	PDF
⑧年間役員名簿	×*	○	PDF
⑨前事業年度の末日における社員のうち 10人以上の者の名簿	×*	○	PDF
⑩委任状	×	○	PDF
⑪その他の書類	×	○	PDF

\*所轄庁で独自様式を示している場合に、直接入力を行う入力欄が表示されず、PDFファイルのアップロードによる提出のみに制限されるため。

# 事業報告書等の登録時（WEB入力方式）における留意点

- 本システムで提出できるのは、1年につき1度、該当年度の事業報告書等のみです。

→未提出の事業報告書等を過去年度にさかのぼって、複数年度分提出することはできません。

- 内閣府が公表しているマニュアルでは、WEB上での数値の直接入力が可能となっていますが、本県では、「活動計算書」以外はPDFファイルのアップロードによる提出となります。

→県独自様式での提出を求めているため。

- ファイル（PDF）をアップロードする際には、編集保護やパスワード設定、暗号化を解除しておいてください。

→電子申請に支障をきたす恐れがあります。


実際の画面を  
お見せしながら  
ご説明します

# 委任者が申請を行う場合

## ⑩委任状の提出

申請者（代表者）の代理人が、申請・届出手続きをする場合に、委任したことを示す書類をいいます。代理人がログインした際は、事前に登録されている情報をもとに、委任状を自動生成し、添付された状態になっています。

14.委任状

別送	操作	形式	書式・記載例
<input type="checkbox"/>	委任状 	PDF	

# 入力内容の保存・確認

11.その他書類

別送	操作	形式	書式・記載例
	<p>ファイルを選択 <input type="text" value="選択されていません"/></p> <p><a href="#">+ 入力行追加</a></p>	PDF	

[途中保存](#) [入力内容をクリア](#)

[入力内容を保存・確認する](#)

👉ここまでの入力項目の保存が必要な場合は、**次の申請内容の確認画面まで進み、必ず保存を行ってください。**保存を行わず（[前の画面に戻る](#)）をクリックした場合、入力情報が破棄されますのでご注意ください。

# 事業報告書等（入力内容）の提出

ホーム > 事業報告書等提出 > NPO法人の事業報告書等の提出

## NPO法人の事業報告書等の提出

STEP1 作成      STEP2 確認      STEP3 提出

提出は完了していません。

以下の内容にて、入力内容を保存いたしました。  
提出する場合は、ページ一番下の「入力内容で提出確認する」ボタンを押下してください。  
※「編集」「事前相談」「複製」「削除」する場合はそれぞれ下記のボタンを押下してください。

編集 >      事前相談 >  
複製 >      削除 >

### 1. 事業報告書類の年度

画面省略

・保存した内容で所轄庁に提出する場合には、ページ一番下の「入力内容で提出確認する」ボタンをクリックしてください。

・「入力内容で提出確認する」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。

・内容を確認し、「この内容で提出する」ボタンをクリックすると、「所轄庁書類審査中」の画面が表示されます。

以上で、事業報告書等の所轄庁への提出は完了です。

**NPO法人の運営についてご不明な点があればご連絡ください！**

## **長野県 企画振興部 広報・共創推進課**

住 所：〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

電 話：026-235-7189

F A X：026-235-7026

E-mail：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

### **【NPOポータルサイトに関するご質問はこちら】**

○内閣府 NPOホームページサポートデスク

TEL：0800-170-6451

窓口時間：平日09：30～11：59

13：00～18：00